# 施策評価シート (評価対象年度:平成30年度)

1.基本的事項

①施策名[施策小]	3 福祉サービスの充実	3 福祉サービスの充実					
③まちづくりの方向 〔政策(章)〕	2 みんなが健やかで、みんなが助け合う	うまち					
④基本施策[施策大(節)]	3 みんなで支えあう福祉のまちをめざし	ます					
⑤基本的方向[施策中]	3 障害福祉の充実						
⑥担当部名	<b>⑦担当課名</b>						
健康福祉部	生活福祉課						

# 2. 施策の現状把握 〔1〕施策の対象·意図

①施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	20歳までの障害児を監護している父母等
②意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	精神または身体に障害のある児童を養育している父母等に対し、経済的支援を行い、福祉の増進を図る。
また、国や府の動きはどのような状態で、	平成22年のわが国の合計特殊出生率は、1.39と前年を0.02ポイント上回っているものの、現在の人口を維持するために必要な水準(人口置換水準)の2.08を大きく下回っており、出産期世代の人口減少による出生数の減少は避けられない課題となっています。どのような社会状況にあっても、すべての子どもの育ちを支え、安心して子育でができる環境、次代を担う子どもが健やかに成長していく環境を整備していくことは、行政はもとより、企業、地域など社会全体が連携して取り組んでいく必要があります。

[2]施策指標及び推移

施針	策指標(成果指標)	単位	指標とした理由・考え方
1	受給者数 計算式	人	現に支給している方の人数を示すことにより状況の把握ができる。
2	計算式		
3	計算式		

	指標名	単位		H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	備考			
Г			目標値									
1	受給者数	人	実績値	182	184	182	_	_				
			達成率									
Г			目標値									
2						実績値						
			達成率									
									_			
3			実績値									
			達成率									

[3]施策を構成する事務事業

	事務事業名		成果指標			総事業費(千円)			事務事	重点化		
	争协争未有	指標名	単位	H29実績	H30実績	R1見込	H29実績	H30実績	R1見込	総合評価	今後の方向性	里点化
1	特別児童扶養手当事務事業	受給者数	人	184	182	182	2,171	2,810	2,225	Α	ア	0
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8					·			_				
計	1						2,171	2,810	2,225			

#### 3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成に どのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示しください。)	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給するなど必要な福祉サービスを 給付を行うことにより、各種支援、及び福祉サービスの充実を図られる。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示しください。)	受給者数については、ほぼ横ばいであるが、重度の障害のある家庭への経済的支援である穂事業は法令に基づく事業でもあり、継続的な事業の実施が <sup>®</sup> 必要手施ある。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示しください。)	本事業の給付主体は大阪府であるが、地域住民の方々の利便性に配慮し市において受付事務棟を行っている。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は 適正かについて考えをお示しください。)	福祉サービスの充実が図れ、経済的及び精神的負担の軽減と生活支援につながる。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、⑥、○、▲とした理由をお示しください。)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定められた事務であり削減することができない。また、事務は現状の職員で行っているが、最小限度の経費によるため、削減の余地はない。

#### 4. 一次評価(所管課評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変 評価できる
No See Lee			B:施策達成に向けた取組や展開などが適切 に行われている
一次評価	Α	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定めら れた事務であり引き続き事務を行う必要がある。	C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切 に行われているものの、改善の余地がある
			D:施策達成に向けた取組や展開などが不十 分であり、改善の余地が大いにある

## 5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	障害福祉課との事務連携により、本事業の給付対象者の適切な把握に努める。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	_
中長期的対応 (3~5年をめどに取り組む改善案)	_

## 6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変 評価できる
二次評価	В	手当の支給を通じた施策達成に向けた取組は適切に実施されている。 関係課との連携により給付対象者の適切な把握と 適正な支給を引き続き実施されたい。	B:施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C:施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D:施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある